型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2810	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　５ＢＡＫＦ－ＶＥ６－１	ダイハツ　５ＢＡ－ＬＡ350Ｓ、ダイハツ　５ＢＡ－ＬＡ360Ｓ、トヨタ　５ＢＡ－ＬＡ350Ａ、トヨタ　５ＢＡ－ＬＡ360Ａ、スバル　５ＢＡ－ＬＡ350Ｆ、スバル　５ＢＡ－ＬＡ360Ｆ	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号

○国土交通省告示第三百二十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年九月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成三十年三月五日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2811	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　５ＢＡＫＦ－ＶＥ４－１	ダイハツ　５ＢＡ－ＬＡ800Ｓ、ダイハツ　５ＢＡ－ＬＡ810Ｓ	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号

○国土交通省告示第三百三十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年十月五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成三十年三月五日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ－573	一酸化炭素等発散防止装置　ＧＣＴ　ＥＢＴ－ＧＫ45－１Ｂ	吸入負圧：8.2kPa　排気圧力：29.1kPa、吸入負圧：8.0kPa　排気圧力：32.2kPa、吸入負圧：8.4kPa　排気圧力：28.5kPa、吸入負圧：5.7kPa　排気圧力：31.9kPa、吸入負圧：6.2kPa　排気圧力：33.6kPa、吸入負圧：6.5kPa　排気圧力：29.8kPa、吸入負圧：7.2kPa　排気圧力：37.5kPa、吸入負圧：7.2kPa　排気圧力：38.6kPa	グローバルコンポーネントテクノロジー株式会社　神奈川県川崎市幸区新小倉１番２号
㊎ＧＳ－574	一酸化炭素等発散防止装置　ＧＣＴ　ＥＢＴ－ＧＫ45－２Ｂ	吸入負圧：5.5kPa　排気圧力：32.0kPa、吸入負圧：6.1kPa　排気圧力：33.9kPa、吸入負圧：7.3kPa　排気圧力：32.0kPa、吸入負圧：8.2kPa　排気圧力：29.1kPa、吸入負圧：8.0kPa　排気圧力：32.2kPa、吸入負圧：8.4kPa　排気圧力：28.5kPa、吸入負圧：13.6kPa　排気圧力：19.4kPa、吸入負圧：13.4kPa　排気圧力：23.0kPa、吸入負圧：13.9kPa　排気圧力：19.9kPa、吸入負圧：5.7kPa　排気圧力：31.9kPa、吸入負圧：6.2kPa　排気圧力：33.6kPa、吸入負圧：6.5kPa　排気圧力：29.8kPa、吸入負圧：6.0kPa　排気圧力：28.3kPa、吸入負圧：6.7kPa　排気圧力：30.0kPa、吸入負圧：6.8kPa　排気圧力：26.2kPa、吸入負圧：7.2kPa　排気圧力：37.5kPa、吸入負圧：7.2kPa　排気圧力：38.6kPa	〃
㊎ＧＳ－575	一酸化炭素等発散防止装置　ＧＣＴ　ＥＢＴ－ＧＫ45－３Ｂ	吸入負圧：5.5kPa　排気圧力：32.0kPa、吸入負圧：6.1kPa　排気圧力：33.9kPa、吸入負圧：7.3kPa　排気圧力：32.0kPa、吸入負圧：13.6kPa　排気圧力：19.4kPa、吸入負圧：13.4kPa　排気圧力：23.0kPa、吸入負圧：13.9kPa　排気圧力：19.9kPa、吸入負圧：7.2kPa　排気圧力：37.5kPa、吸入負圧：7.2kPa　排気圧力：38.6kPa	〃

○国土交通省告示第三百三十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年十月十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成三十年三月五日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2813	一酸化炭素等発散防止装置　レクサス　ＤＢＡ－ＶＸＦＡ50、レクサス　ＤＢＡ－ＶＸＦＡ55	レクサス　ＤＢＡ－ＶＸＦＡ50、レクサス　ＤＢＡ－ＶＸＦＡ55	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第三百三十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年十一月一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成三十年三月五日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2815	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ－６Ｍ60Ｔ42ＫＧ	三菱　２ＫＧ－Ｆ＊＊＊　＊＊＊	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県川崎市幸区鹿島田一丁目１番２号